

第1問答案用紙<1>
(企業法)

問題1	<p>株主Aから自己株式を有償取得する場合、株主平等原則（109条1項）に基づき、甲会社は、株主総会の特別決議によって、取得株式数等及びAにのみ通知を行う旨を決定する必要がある（156条1項、160条1項、309条2項2号）。なお、決議の公平を確保するため、Aは議決権を行使できない（160条）。</p> <p>また、投下資本回収の機会が平等に与えられるように、特定の株主以外の株主には、売主追加請求権が認められているが（160条3項）、甲会社はA以外の株主からの取得を避けたいと考えているため、あらかじめ、売主追加請求権を認めない旨を定款で定めておく必要がある（164条1項）。当該定款変更は、A以外の株主が不測の損害を受けないように、株主全員の同意が必要とされる（同条2項）。</p> <p>その後、株主総会決議に従い、取締役会決議で一定の取得に関する事項を決定し（157条1項、2項）、これをAにのみ通知する（158条1項、160条5項）。そして、Aから株式譲渡しの申込みを受け、甲社株式1,000株を取得する（159条）。</p>
問題2	<p>乙会社の議決権比率は、もともと33%（1000株/3000株）で、乙会社は甲会社の親会社ではなかったが、本件募集株式の取得によって議決権比率は60%（3000株/5000株）となり、支配株主が異動することから、乙会社は特定引受人（206条の2第1項かつこ書き）に該当する。支配株主の異動を伴う新株発行は、会社経営に重大な影響を及ぼすことから、甲会社は、払込期日の2週間前までに、特定引受人である乙会社に関する一定事項を株主に通知又は公告しなければならない（206条の2第1項）。</p> <p>ところが、本問では、当該通知・公告を欠いたまま、新株が発行されたため、その効力が問題となる。</p> <p>ここで、新株発行の無効は、訴えによってのみ主張できることとされているが（828条1項2号）、新株が発行された後に無効となると、新株主や第三者に不測の損害が生じる可能性があるため、無効原因は重大な法令又は定款違反の場合に限るべきと考える。</p> <p>果たして、通知・公告を欠くことが重大な瑕疵にあたるかを検討する。</p> <p>公開会社では、機動的な資金調達を可能とするために、取締役会決議により募集株式の発行等を行うことができるが（199条2項、201条1項）、支配株主の異動を伴う新株発行については、会社経営、ひいては、株主に重大な影響を及ぼす可能性があるため、株主の意思を問う必要がある。そこで、乙会社に関する一定事項の通知・公告に加え、甲会社の議決権の10分の1以上を有する株主が乙会社による株式引受けに反対する旨の通知をすれば、株主総会による承認決議を要することとされている（206条の2第4項）。なお、甲会社の財産の状況は良好であったため、同条同項ただし書の適用は受けない。</p> <p>以上により、通知・公告を欠く新株発行は、単なる手続的瑕疵にとどまらず、株主による反対通知及び株主総会の承認決議の機会を株主から奪うものであるから、重大な法令違反にあたると思われる。</p> <p>従って、株主等の提訴権者が提訴期間内に新株発行無効の訴えを提起し、無効判決が確定すれば、新株発行は将来に向かって無効となる（839条）とともに、その判決は、対世的効力を有する（838条）。</p>

第2問答案用紙<1>
(企業法)

問題1	<p>丙会社が本件議案の要領を本件総会の招集通知に記載すべきか否かは、株主Bの行った本件議案の要領を株主に通知する請求（以下、本件議案通知請求という。）が、その要件を満たしているかによる。ここで、丙会社は公開会社であることから、取締役会設置会社である（327条1項）。よって、本件議案通知請求の行使には、総株主の議決権の1/100以上の議決権を6箇月前から引き続き有する必要がある（305条1項）。株主Bは、本件議案通知請求を行った令和2年4月10日において、6箇月以上前より250個の議決権を有しており、この要件を満たしている。しかし、令和2年6月1日を効力発生日とする募集株式1万株の発行とその引受人Aに本件総会での議決権行使を認めたことにより、株主Bは保有要件を満たさなくなった。</p> <p>そこで、まずAに認めた募集株式1万株の議決権が問題となる。ここで、本件発行は法令又は定款に違反せず、著しく不公正な方法に拠るものではない。また、基準日株主の権利を害することもないため、Aに本件総会での議決権行使を認めることにも問題はない（124条4項）。</p> <p>つぎに、株主Bが本件議案通知請求を行うにあたり、議決権の保有要件がどの時点まで維持されるべきかが問題となる。ここで議案通知請求は、株主が株主総会に積極的に参加し、株主の意思が会社経営に反映されることを趣旨とするが、その濫用防止のため一定の条件を満たす株主にのみ認められている。このため、特段の事情がない限り、行使要件は株主総会開催時まで維持されるべきとするのが妥当である。よって、Aに対する募集株主発行により、株主Bの保有要件は本件総会開催時において維持されず、また本件発行は工場増設の資金調達を目的としており、株主Bの議決権行使を妨害する目的で行われたとの特段の事情も認められないことから、株主Bは本件議案通知請求はできないと考える。</p> <p>以上より丙会社は、本件議案通知請求できない株主Bに請求された本件議案の要領を本件招集通知に記載する必要はない。</p>
問題2	<p>丙会社は、定款により議決権行使の代理人資格を丙会社株主に限定している。そこで、本件資格制限の有効性が、代理人による議決権行使を認める310条1項との関係で問題となる。</p> <p>ここで、310条1項は株主の議決権行使機会を保証するものであり、合理的理由がある場合に相当程度の制限を課すことを禁止するものではないと解する。この点、本件資格制限は、株主以外の第三者による株主総会攪乱防止を趣旨とし、有効であると考えられる。もっとも、株主総会攪乱のおそれなく、本件資格制限により事実上議決権行使の機会が奪われる場合には、その効力は及ばないと解する。</p> <p>ここで、法人株主Yが服従義務のある職員Dを代理人としても、株主総会攪乱のおそれなく、法人株主自ら議決権行使できない以上、この代理行使に本件資格制限の効力は及ばない。</p> <p>以上より、丙会社は、本件資格制限を根拠にDの株主総会出席を拒絶できない。</p>